

令和７・８年度西之表市建設工事入札参加資格における等級区分

令和７・８年度建設工事入札参加資格者選定基準による総合評価点を用いて、次の基準により格付を行う。ただし、格付は市内業者のみとする。

工種	ランク (等級)	発注予定価格	格付基準
土木一式工事	A	4,000万円以上	総合評価点1000点以上で、特定建設業の許可業者
	B	2,400万円以上4,000万円未満	総合評価点900点以上の業者
	C	800万円以上2,400万円未満	総合評価点800点以上の業者
	D	800万円未満	総合評価点800点未満の土木工事業の許可業者
土木一式工事（海上工事）	A	全ての工事	浚渫船・台船・曳船等を自己所有しているか傭船契約している業者
舗装工事	A	800万円以上	総合評価点900点以上で、舗装施工管理技術者の資格を有する者が在籍し、施工機械を所有又は調達できる業者
	B	200万円以上800万円未満	総合評価点800点以上で、土木施工管理技士の資格を有する者が在籍し、施工機械を所有又は調達できる業者
	C	200万円未満	総合評価点500点以上で、土木施工管理技士の資格を有する者が在籍する業者
舗装工事（オーバーレイ）	A	全額	舗装工事のAランク業者
建築一式工事	A	8,000万円以上	総合評価点900点以上で、特定建設業の許可業者
	B	2,500万円以上8,000万円未満	総合評価点700点以上の業者
	C	2,500万円未満	総合評価点500点以上の業者
水道施設工事	A	800万円以上	総合評価点800点以上で、土木施工管理技士及び管工事施工管理技士の資格者を有する業者
	B	800万円未満	総合評価点500点以上で、土木施工管理技士及び管工事施工管理技士の資格者を有する業者
管工事	A	500万円以上	総合評価点800点以上で、管工事施工管理技士の資格者を有する業者
	B	500万円未満	総合評価点400点以上で、管工事施工管理技士の資格者を有する業者
電気工事	A	500万円以上	総合評価点750点以上で、電気工事施工管理技士又は電気工事士の資格者を有する業者
	B	500万円未満	総合評価点500点以上で、電気工事施工管理技士又は電気工事士の資格者を有する業者
造園工事	A	500万円以上	総合評価点750点以上で、造園施工管理技士の資格者を有する業者
	B	500万円未満	造園工事業の資格を有する業者
解体工事	A	500万円以上	総合評価点700点以上で、解体工事施工技士の資格者を有する業者
	B	500万円未満	解体工事業の資格を有する業者
しゅんせつ工事	A	全ての工事	浚渫船・台船・曳船等を自己所有しているか傭船契約している業者
災害復旧工事	—	800万円以上	土木一式工事の等級区分による。
	—	800万円未満	土木一式工事の全業者を3グループに区分する。

- 注1 この表に定めるランク（等級）に属する業者が少ない場合その他特別な理由がある場合は、発注予定価格の区分、格付基準、業者数を変更することがある。
- 2 算出された総合評価点による格付が、前回の格付から2等級以上昇格又は降格するときは、1等級にとどめるものとする。
- 3 新規業者は、最下級に格付する。
- 4 管工事は、工事の内容に応じて、ランク（等級）に属する業者を分けて発注する。